

産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、建設業法第2条第1項に規程する建設工事に適用する。

第2条 産業廃棄物が搬出される建設工事にあたっては、産業廃棄物管理票を（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（<https://www.jwnet.or.jp/index.html>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェスト）により行うこと。

第3条 これにより難しい場合は監督員と協議すること。